

規約等改定

旧

改定の比較

新

利賀ダム建設事業監理委員会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は「利賀ダム建設事業監理委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、利賀ダム建設事業全般における実施状況等について確認を行い、事業費及び工程管理のより一層の充実を図るため、第三者の意見を求める機関として委員会を設置し、事務局に対し意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会では、下記の事項について検討を行う。
① 事業の実施状況等に関する事項
② コスト縮減に関する事項
③ その他、委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 委員会は、別表-1に掲げる委員により構成するものとし、利賀ダム工事事務所長が委嘱する。
2 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(委 員 会)

第5条 委員会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、委員会を総括する。
3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
4 委員会は、毎年、概算要求前に開催する他、委員長が必要と認めた時期において開催する。
5 オブザーバーは、委員長の了解を得て発言することができる。

(事 務 局)

第6条 委員会の事務局は、北陸地方整備局利賀ダム工事事務所に置く。

(そ の 他)

第7条 本規約に定めるものの他、必要な項目は委員会において別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 7月18日から施行する。
平成29年 7月18日一部改定。
平成30年 8月 9日一部改定。

利賀ダム建設事業監理委員会 規約(一部改定案)

(名 称)

第1条 本会の名称は「利賀ダム建設事業監理委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、利賀ダム建設事業全般における実施状況等について確認を行い、事業費及び工程管理のより一層の充実を図るため、第三者の意見を求める機関として委員会を設置し、事務局に対し意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会では、下記の事項について検討を行う。
① 事業の実施状況等に関する事項
② コスト縮減に関する事項
③ その他、委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 委員会は、別表-1に掲げる委員により構成するものとし、利賀ダム工事事務所長が委嘱する。
2 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(委 員 会)

第5条 委員会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、委員会を総括する。
3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
4 委員会は、毎年、概算要求前に開催する他、委員長が必要と認めた時期において開催する。
5 オブザーバーは、委員長の了解を得て発言することができる。

(事 務 局)

第6条 委員会の事務局は、北陸地方整備局利賀ダム工事事務所に置く。

(そ の 他)

第7条 本規約に定めるものの他、必要な項目は委員会において別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 7月18日から施行する。
平成29年 7月18日一部改定。
平成30年 8月 9日一部改定。
令和 2年 5月〇〇日一部改定。

旧

別表-1

利賀ダム建設事業監理委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

【委員長】

氏名	所属・役職	分野
玉井 信行	東京大学 名誉教授	治水

【委員】

氏名	所属・役職	分野
川村 國夫	金沢工業大学 環境・建築学部 環境土木工学科 教授	道路全般
佐々木 靖人	国立研究開発法人 土木研究所 地質研究監	地質
箱石 憲昭	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ グループ長	ダム構造
古田 俊吉	富山大学 名誉教授	経済
水口 功	富山県 土木部長	行政

【オブザーバー】

氏名	所属・役職	分野
舟田 浩志	富山県 企業局 次長・水道課長	共同事業者

新

別表-1

利賀ダム建設事業監理委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

【委員長】

氏名	所属・役職	分野
玉井 信行	東京大学 名誉教授	治水

【委員】

氏名	所属・役職	分野
川村 國夫	金沢工業大学 地域防災環境科学研究所 教授	道路全般
佐々木 靖人	国立研究開発法人 土木研究所 地質監	地質
箱石 憲昭	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ グループ長	ダム構造
古田 俊吉	富山大学 名誉教授	経済
江幡 光博	富山県 土木部長	行政

【オブザーバー】

氏名	所属・役職	分野
倉田 清	富山県 企業局 次長・水道課長	共同事業者

旧

利賀ダム建設事業監理委員会 運営要領について

利賀ダム建設事業監理委員会規約第7条に基づく、運営要領を下記のとおり定める。

1. 委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内をする。
2. 委員会における審議は原則として非公開とし、議事要旨については公表する。ただし、議事に入る前までの委員長挨拶までのカメラ撮りまでを公開とする。
3. 撮影（テレビカメラ・スチールカメラ）は議事に入ってから、ご遠慮いただく。
4. 委員会資料は今後の工事予定箇所、入札情報等、今後の業務に支障があるため、報道関係者には配布しない。
5. 議事要旨のとりまとめは事務局が行い、議事内容を各委員に確認のうえ、利賀ダム工事事務所HP等で公開する。
6. 報道関係から記者会見の要望があった場合は、委員長が対応する。

新

利賀ダム建設事業監理委員会 運営要領について

利賀ダム建設事業監理委員会規約第7条に基づく、運営要領を下記のとおり定める。

1. 委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内をする。
2. 委員会における審議は原則として公開とする。
3. 撮影（テレビカメラ・スチールカメラ）は議事に入ってから、ご遠慮いただく。
4. 委員会資料は、報道関係者及び一般傍聴者にも配布する。
なお、情報公開法の不開示情報に該当すると想定される場合は、配布しない。
5. 議事要旨のとりまとめは事務局が行い、議事内容を各委員に確認のうえ、利賀ダム工事事務所HP等で公開する。
6. 報道関係から記者会見の要望があった場合は、委員長が対応する。

附 則

この規約は、平成20年 7月18日から施行する。
令和 2年 5月〇〇日一部改定。

(参考) 不開示情報の類型(総務省ホームページより)

(不開示情報の類型)

- ・1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員や独立行政法人等の役職員等の職に関する情報等は除く。
- ・2) 法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等
- ・3) 公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- ・4) 公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- ・5) 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの
- ・6) 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの